

教育業務改善ヘルプラインの仕組み

手 順	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ヘルプライン 連絡 (教職員)</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会事務局、教育機関、県立学校の教職員 ② 市町村立小学校、中学校、養護学校の県費負担教職員 ③ (公財)鳥取県教育文化財団等の県出資法人の職員 ※ ①及び②については、これらの機関に勤務している派遣労働者を含みます。 ○ 連絡の内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 職務上の法令違反、その他の不正又は不当な行為に気がついたとき。 ② 業務に関し当該機関内では解決が困難であり、業務改善ヘルプラインが関与して改善することが必要と考えるとき。(ただし、上記③の団体については、県の補助事業、委託事業の執行に関する事項等県の利害に関する事項に限る。) ③ 業務改善ヘルプラインに連絡したことが原因でいやがらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。 ※ ①～③にかかわらず、県議会議員の個別の行為に関する事項は除きます。また、他の職員を誹謗中傷する目的その他不正の目的で連絡してはいけません。(県議会議員の個別の行為に関する事項は「県議会議員の個別の行為に係る業務改善ヘルプライン」へ)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">連絡受付 (教育行政監察担当)</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付窓口は、教育行政監察担当参事(以下「参事」という。)及び教育行政監察担当職員(以下「監察担当」という。)とします。 ○ 原則として所属、氏名を明記してください。 ○ 連絡手段は、連絡者のプライバシー保護のため、電子メール又は封書とします。電子メールの閲覧、封書の開封は参事及び監察担当だけが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールアドレス：kyoui-teian@pref.tottori.lg.jp ・封書：宛先を「教育総務課業務改善ヘルプライン」とし、「親展」と記載して郵送してください。 ※ 連絡内容が教育長、参事又は監察担当に関するものである場合には、監査委員事務局に電子メール又は封書で連絡するものとします。この場合、調査等は監査委員事務局で行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールアドレス：kansaiin_kyouikuhelpline@pref.tottori.lg.jp ・封書：宛先を「監査委員事務局(教育業務改善ヘルプライン)」とし、「親展」と記載して郵送してください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">教育長報告</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡内容は、調査の前に教育長に報告します。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">調 査</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査は、参事、監察担当 及び 教育長の指示を受けた職員 が行います。(場合により関係機関に協力を要請することがあります。) ① 調査は、業務改善ヘルプラインによるものであることを明らかにせず、連絡者が特定されないよう配慮します。 ② 連絡者が県費負担教職員の場合は、原則として市町村教育委員会と連携して調査を行います。(内容により、市町村教育委員会に対応を委ねる場合、あるいは単独で調査を行う場合があります。いずれの場合でも対応については連絡者に連絡します。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">教育長報告 本人連絡</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の結果は、教育長に報告するとともに、顕名の場合は連絡者にも連絡します。 ○ 改善が必要であると認める場合は、関係機関に対し改善を求めるとともに、必要に応じて行政監察結果として公表します。(ヘルプラインによるものである旨は明らかにしません。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査会報告</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善ヘルプラインに連絡のあった事項の概要、当該事項に対する対応等について、審査会に報告し今後の調査方法の改善に役立てます。(連絡者のプライバシー保護のため、氏名等は明らかにしませんし、審査会は非公開で行います。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">受付件数の公表</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度の受付件数をホームページで公表します。